

令和5年度 独立行政法人国民生活センター教育研修事業（予定）

(注1) 予定人員については、これまで同様に対応可能な限り受け入れます。
 (注2) 印は「国の指定する研修」として地方消費者行政強化交付金の対象となります。
 (注3) オンデマンド配信の「配信期間」は、各研修の実施要領にてお知らせします。
 (注4) 会場の詳細については、各研修の実施要領にてご連絡いたします。
 (注5) 言葉の主旨
 リアルタイム配信：生中継
 オンデマンド配信：撮影した研修を30日間配信
 D-ラーニング(遠隔研修)：撮影した研修を長期間配信、無料。

1. 消費者行政職員研修 (10回)

| 講座名 受講対象 | 回数 | 予定人員 (注1) | 趣旨及び概要 内容の一部が変更となる可能性がありますので詳細は実施要領にて確認をお願いいたします。 | 指定 講座 (注2) | 実施期間 (注3) | 開催場所 (注4) |
|---|--------------|--------------|---|------------------|--|----------------|
| 【新設】管理職講座 地方公共団体の消費者行政担当課長、消費生活センター所長及びこれらに準ずる管理職 | 相模原 | 1 | 72 消費者行政部門の管理職として把握しておきたい国における消費者行政の動向や施策のポイントを学びます。また、喫緊の課題として地方公共団体に求められる消費者教育推進や見守りネットワーク推進等の必要性、庁内外との連携の重要性について理解を深めるとともに、現在検討が進められている消費生活相談のデジタルトランスフォーメーション(DX)についても、その概要や今後の方向性等を学習します。その他、全国から集まる受講者間の今後の交流につながる情報交換を行います。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | | 令和5年 5月25日 (木) - 5月26日 (金) | 相模原事務所 研修施設 |
| 【新設】管理職講座 地方公共団体の消費者行政担当課長、消費生活センター所長及びこれらに準ずる管理職 | リアルタイム 配信 | 1 | 70 管理職講座について、受講対象者にリアルタイム配信を行います(「情報交換」は配信対象外)。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | | 令和5年 5月25日 (木) - 5月26日 (金) | リアルタイム配信 |
| 職員講座 消費生活相談業務又は情報発信(啓発等)の業務に従事している地方公共団体の消費者行政職員 | 相模原 | 1 | 72 消費生活相談を適切かつ迅速に行うため、消費者行政職員と消費生活相談員の役割について理解を深め、円滑な相談業務運営のための体制整備、消費生活相談員への効果的なバックアップの在り方を学びます。また、消費者に届けたい情報を効果的に発信するためのノウハウを習得するとともに、他機関との連携の重要性について理解を深めます。さらに、全国から集まる受講者間の今後の交流につながる情報交換等を行います。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | | 令和5年 6月21日 (水) - 6月23日 (金) | 相模原事務所 研修施設 |
| 【新設】基礎力強化研修 行政職員向け1 地方公共団体で消費者行政を担当する職員等 | リアルタイム 配信 | 3 | 70 消費者行政担当職員として必要な基礎知識(消費者行政の意義と役割、消費者行政の歴史や動向等)や、消費生活相談業務の支援に必要な法律・制度の基礎知識(民法、消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法等)について、1日でコンパクトに学びます。 また、社会問題化した霊感商法の対策として改正された消費者契約法についても学びます。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | | 令和5年 4月25日 (火) 令和5年 8月9日 (水) 令和6年 3月7日 (木) | リアルタイム配信 |
| 基礎力強化研修 行政職員向け2 地方公共団体で消費者行政を担当する職員等 | リアルタイム 配信 | 2 | 70 消費者行政の喫緊の課題として地方公共団体に求められる消費者教育推進や見守りネットワーク推進等の必要性や、消費生活相談業務の支援に必要な法律・制度の基礎知識(情報通信、製品安全、多重債務、表示等)について、1日でコンパクトに学びます。 消費者政策に関連する法改正等への対応 | | 令和5年 7月12日 (水) 令和5年 11月7日 (火) | リアルタイム配信 |
| PIO-NETデータ活用セミナー 地方公共団体でPIO-NETデータの活用及びデータチェックや決裁を行う消費者行政職員・非常勤職員(消費生活相談員を含む。) | 相模原 | 1 | 50 国民生活センターで日々PIO-NETの運営や問合せに対応している職員より、PIO-NETデータの決裁・登録の流れや、登録の意義、データのチェックポイントについて解説します。さらに、PIO-NETデータの集計・検索方法のほか、情報提供や注意喚起などへのデータの活用について学びます。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | | 令和5年 6月15日 (木) - 6月16日 (金) | 相模原事務所 研修施設 |
| 消費者行政職員研修支援コース (地方公共団体への講師派遣事業) 地方公共団体で消費者行政を担当する職員等 | | 1 | 40 都道府県又は政令指定都市が主催する消費者行政職員研修に有識者等を派遣し、学習機会の支援を行うとともに、内容の充実を図ります。 | - | 地方公共団体と協議の上決定 | |

2.消費生活相談員研修 (78回)

| 講座名 受講対象 | 回数 | 予定人員 (注1) | 趣旨及び概要 内容の一部が変更となる可能性がありますので詳細は実施要領にて確認をお願いいたします。 | 指定 講座 (注2) | 実施期間 (注3) | 開催場所 (注4) |
|--|--------------|--------------|--|------------------|--|----------------|
| 消費生活相談員基礎講座 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している経験の浅い者又は基礎を学び直したい消費者行政職員及び消費生活相談員 | 相模原 | 1 | 72 消費生活相談業務の意義と役割を踏まえ、業務を行う上で必要不可欠な基礎知識及び相談対応の技法等を集中的に学びます。また、消費者行政、消費者関連法等(民法、消費者契約法、特定商取引法等)に関する講義のほか、ロールプレイや、全国から集まる受講者相互の情報交換等を通して理解を深めます。 事前学習として、D・ラーニング(遠隔研修)の指定のコンテンツの視聴を必須とします。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | | 令和5年 5月15日 (月) - 5月17日 (水) | 相模原事務所 研修施設 |
| 【新設】基礎力強化研修 相談員向け1 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員及び消費生活相談員 | リアルタイム 配信 | 3 | 70 消費生活相談業務に適切に対応するため、業務の意義と役割を理解するとともに、必要不可欠な法律の基礎知識(民法、消費者契約法、特定商取引法等)について、1日でコンパクトに学びます。 また、社会問題化した霊感商法の対策として改正された消費者契約法についても学びます。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | | 令和5年 4月26日 (水) 令和5年 8月10日 (木) 令和6年 3月8日 (金) | リアルタイム配信 |
| 基礎力強化研修 相談員向け2 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員及び消費生活相談員 | リアルタイム 配信 | 2 | 70 相談現場における相談対応困難者の特徴やその対応方法、相談者を対応困難者にしなかったための注意点などについて学びます。さらに、相談対応に必要な決済サービスの仕組みや関係する法律(割賦販売法、資金決済法、銀行法等)について、1日でコンパクトに学びます。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | | 令和5年 7月13日 (木) 令和5年 11月8日 (水) | リアルタイム配信 |
| 専門・事例講座 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員及び消費生活相談員 【テーマ】 | (15) | | 消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な専門知識及び相談対応の技法の習得・向上を目指し、講義や具体的な相談事例を用いた事例検討、ケーススタディなど、参加・体験型のアクティブラーニングを通して学びます。また、全国から集まる受講者相互の情報交換等もしています。 | | | |
| 【新設】インターネット取引に関する消費者トラブル - デジタル・プラットフォーム企業に関する新法の消費生活相談への影響を含めて - | 相模原 | 2 | 72 相談対応に必要なインターネット取引に関する各種サービスの仕組みや法律知識を習得します。また、デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引について、取引デジタルプラットフォーム消費者保護法等の関連する法律知識について学び、具体的な相談事例を用いた検討を行うことで、相談者からの聴き取りのポイントや事業者との交渉方法等について理解を深めます。 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | | 令和5年 5月29日 (月) - 5月31日 (水) 令和5年 6月28日 (水) - 6月30日 (金) | 相模原事務所 研修施設 |
| | オンデマンド 配信 | 1 | 300 相模原事務所研修施設で実施する研修について、配信可能な講義を撮影・コンテンツ化し、受講申込者に一定期間オンデマンド配信を行います。 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | | 配信講座日数:2日 配信期間: 令和5年 7月6日 (木) - 8月4日 (金) | オンデマンド配信 |
| 【新設】金融・保険関連の消費者トラブル - 金融サービスのデジタル化への法制度の対応を踏まえ - | 相模原 | 2 | 72 相談対応に必要な金融・保険商品の知識や関連する法律知識について、金融サービスのデジタル化への法制度の対応も踏まえて学ぶとともに、海外FXや暗号資産に関連した利殖商法や詐欺的な投資トラブルについて理解を深めます。また、具体的な相談事例を用いた検討を行うことで、相談者からの聴き取りのポイントや、事業者との交渉方法等について理解を深めます。 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | | 令和5年 7月10日 (月) - 7月12日 (水) 令和5年 8月23日 (水) - 8月25日 (金) | 相模原事務所 研修施設 |
| | オンデマンド 配信 | 1 | 300 相模原事務所研修施設で実施する研修について、配信可能な講義を撮影・コンテンツ化し、受講申込者に一定期間オンデマンド配信を行います。 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | | 配信講座日数:2日 配信期間: 令和5年 8月10日 (木) - 9月8日 (金) | オンデマンド配信 |
| 【新設】特定商取引法関連の消費者トラブル - 改正のポイントや相談対応への影響も含めて - | 相模原 | 2 | 72 相談対応に必要な特定商取引法の知識や技法を習得します。具体的な相談事例を用いた検討を行うことで、相談者からの聴き取りのポイントや、事業者との交渉方法等について理解を深めます。また、令和3年改正についても、その経緯や内容、相談対応への影響等についても学びます。 消費者政策に関連する法改正等への対応 | | 令和5年 9月4日 (月) - 9月6日 (水) 令和5年 10月11日 (水) - 10月13日 (金) | 相模原事務所 研修施設 |
| | オンデマンド 配信 | 1 | 300 相模原事務所研修施設で実施する研修について、配信可能な講義を撮影・コンテンツ化し、受講申込者に一定期間オンデマンド配信を行います。 消費者政策に関連する法改正等への対応 | | 配信講座日数:2日 配信期間: 令和5年 10月4日 (水) - 11月2日 (木) | オンデマンド配信 |

| | | | | | | |
|---|----------|---|-----|--|--|----------------|
| 【新設】通信サービス・端末の契約に関する消費者トラブル - 通信サービスの仕組みや業界の動向を踏まえ - | 相模原 | 2 | 72 | 最近の国の政策を踏まえて、携帯電話(スマートフォン)・タブレット・光回線等の通信サービスの仕組みや、MNOの新しい料金プランの登場等、業界の現状や動向について整理するとともに、相談対応に必要な法律知識を学びます。また、具体的な相談事例を用いた検討を行うことで、相談者からの聴き取りのポイントや、事業者との交渉方法等について理解を深めます。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | 令和5年 10月23日(月) - 10月25日(水) 令和5年 12月13日(水) - 12月15日(金) | 相模原事務所 研修施設 |
| | オンデマンド配信 | 1 | 300 | 相模原事務所研修施設で実施する研修について、配信可能な講義について撮影・コンテンツ化し、受講申込者に一定期間オンデマンド配信を行います。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | 配信講座日数:2日 配信期間: 令和5年 11月22日(水) - 12月21日(木) | オンデマンド配信 |
| 【新設】キャッシュレス決済と消費者トラブル - 割賦販売法等の関係法令を含め - | 相模原 | 2 | 72 | キャッシュレス決済の最新の動向を踏まえて、相談対応に必要な決済サービスの仕組みやサービス提供事業者を知るとともに、割賦販売法等の関係法令を学びます。また、具体的な相談事例を用いた講義等を通じて相談者からの聴き取りのポイントや、事業者との交渉方法等について理解を深めます。 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | 令和5年 5月10日(水) - 5月12日(金) 令和5年 6月5日(月) - 6月7日(水) | 相模原事務所 研修施設 |
| | オンデマンド配信 | 1 | 300 | 相模原事務所研修施設で実施する研修について、配信可能な講義を撮影・コンテンツ化し、受講申込者に一定期間オンデマンド配信を行います。 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | 配信講座日数:2日 配信期間: 令和5年 6月12日(月) - 7月11日(火) | オンデマンド配信 |
| 専門・事例講座(1泊2日コース) 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員及び消費生活相談員 【テーマ】 | (16) | | | 消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な専門知識及び相談対応の技法の習得・向上を目指し、具体的な相談事例を用いた講義等を通して、1泊2日でコンパクトに学びます。また、全国から集まる受講者相互の情報交換等も行います。 | | |
| 【新設】製品安全に関する消費者トラブル - 幅広い相談対応のために - | 相模原 | 2 | 72 | 製品安全に関する消費者トラブルに対して適切に問題整理ができるよう、製品や食品等の安全に関する法律知識を学ぶとともに、自動車等の基本構造の知識を深めます。とくに深刻な被害となりやすい子どもの事故や高齢者の家庭内事故を中心に、具体的な相談事例を用いた検討を行うことで、危害・危険に関する相談対応に必要な聴き取りのポイントや事業者との交渉方法等を習得します。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | 令和5年 11月9日(木) - 11月10日(金) 令和6年 1月15日(月) - 1月16日(火) | 相模原事務所 研修施設 |
| | オンデマンド配信 | 1 | 300 | 相模原事務所研修施設で実施する研修について、配信可能な講義について撮影・コンテンツ化し、受講申込者に一定期間オンデマンド配信を行います。 なお、事例検討はオンデマンド配信の対象外としていますが、本講座では試行的に事例検討も配信する予定です。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | 配信講座日数:1日 配信期間: 令和5年 12月14日(木) - 12月12日(金) | オンデマンド配信 |
| 【新設】霊感商法に関する消費者トラブル - 消費者契約法改正や寄付規制新法を踏まえた相談対応のために - | 相模原 | 1 | 72 | 霊感商法による消費者被害を救済するため、令和4年12月に消費者契約法の改正や寄付規制新法が制定されたことを踏まえ、具体的な事例をもとに、霊感商法への対応について学びます。 | 令和5年 12月5日(火) - 12月6日(水) | 相模原事務所 研修施設 |
| | 徳島1 | 1 | 72 | 消費者政策に関連する法改正等への対応 | 令和6年 2月1日(木) - 2月2日(金) | 徳島県 鳴門合同庁舎 |
| | オンデマンド配信 | 1 | 300 | 相模原事務所研修施設で実施する研修について、配信可能な講義について撮影・コンテンツ化し、受講申込者に一定期間オンデマンド配信を行います。 消費者政策に関連する法改正等への対応 | 配信講座日数:1日 配信期間: 令和6年 1月23日(火) - 2月21日(水) | オンデマンド配信 |
| 【新設】最新の情報セキュリティの仕組みと消費者トラブルについて - SNSの広告等も含めて - | 相模原 | 2 | 72 | スマートフォン決済やクレジットカード情報の不正利用など、決済サービスにおけるセキュリティ対策の重要性が増しています。そこで、最新の情報セキュリティの仕組みを学びます。また、近年、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を契機とした消費者トラブルが多数見られます。そこで、SNSの広告や関連する情報セキュリティも含め、相談対応に必要な知識、支援策について理解を深めます。 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | 令和5年 9月11日(月) - 9月12日(火) 令和5年 10月19日(木) - 10月20日(金) | 相模原事務所 研修施設 |
| | オンデマンド配信 | 1 | 300 | 相模原事務所研修施設で実施する研修について、配信可能な講義を撮影・コンテンツ化し、受講申込者に一定期間オンデマンド配信を行います。 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | 配信講座日数:1日 配信期間: 令和5年 10月17日(火) - 11月15日(水) | オンデマンド配信 |

| | | | | | | |
|--|----------|---|-----|---|--|----------------|
| 多重債務問題解決に向けた消費者相談 | 相模原 | 2 | 72 | 多重債務問題の解決のために、多重債務に関わる法律知識、相談者の心理的背景や多重債務に陥る構造的原因を理解するとともに、消費生活相談における対応や福祉・司法などの関係機関との連携について学びます。さらに、キャンセル依存症対策について理解を深めます。 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応 | 令和5年 10月30日(月) - 10月31日(火) 令和6年 1月25日(木) - 1月26日(金) | 相模原事務所 研修施設 |
| | オンデマンド配信 | 1 | 300 | 相模原事務所研修施設で実施する研修について、配信可能な講義を撮影・コンテンツ化し、受講申込者に一定期間オンデマンド配信を行います。 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応 | 配信講座日数:1日 配信期間: 令和5年 11月27日(月) - 12月26日(火) | オンデマンド配信 |
| 【新設】対応が難しい方への対応・相談員のメンタルヘルスの維持と外国人への対応・ | 相模原 | 2 | 72 | 行政の消費生活相談における対応困難者への相談対応について、対応困難者の特徴を踏まえ、消費生活相談の意義と役割を再確認した上で、相談対応のポイント、行政職員の関わりなど組織としての対応方法について学びます。また、消費生活相談員自身のメンタルヘルスについて、ケアの必要性、方法について理解を深めるとともに、受講者間での情報交換を行い、具体的な事例への対応について検討します。さらに、外国人からの相談の対応には言葉や生活習慣が障壁となり相談が難しい場合があるため、先進事例を学びます。 | 令和5年 11月20日(月) - 11月21日(火) 令和5年 12月21日(木) - 12月22日(金) | 相模原事務所 研修施設 |
| | 徳島 | 1 | 72 | 消費者教育・消費者政策の普及啓発 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応 | 令和6年 2月8日(木) - 2月9日(金) | 徳島県 鳴門合同庁舎 |
| 【新設】若年者・高齢者を取り巻く最新の消費者被害(徳島オリジナル講座) | 徳島 | 1 | 72 | 成年年齢引下げ以降の若年者の消費者被害、また、高齢者の消費者被害について、徳島県での取組や消費者庁新未来創造戦略本部の研究事業等も含めて学ぶとともに、徳島県が取り組んでいる被害に遭わないための消費者教育について紹介します。さらに、徳島県内全市町村に設置している見守りネットワークについて、各市町村の取組について学びます。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | 令和5年 7月27日(木) - 7月28日(金) | 徳島県 鳴門合同庁舎 |
| PIO-NETセミナー 地方公共団体に消費生活相談業務に従事している消費者行政職員及び消費生活相談員 | 相模原 | 2 | 50 | 消費生活相談情報の充実を図るため、日々PIO-NETの運営や全国からの問合せに対応している国民生活センター担当職員からの講義や演習を通じて、消費生活相談情報のPIO-NET入力等の知識・技法などを学びます。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | 令和5年 7月3日(月) - 7月5日(水) 令和5年 7月19日(水) - 7月21日(金) | 相模原事務所 研修施設 |
| 専門講座地域コース (地方公共団体と共催) 地方公共団体に消費生活相談業務に従事している消費者行政職員及び消費生活相談員 | 地方 | 8 | 50 | 消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な専門知識の習得・向上を目指し、特定テーマを取り上げて行う研修を各地で開催します。 【テーマ】 対応困難な相談者への対応 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | 令和5年 7月28日(金) | 宮城県 |
| | | | | 最近の法改正と消費生活相談 消費者政策に関連する法改正等への対応 | 令和5年 9月15日(金) | 山形県 |
| | | | | 特定商取引法関連の消費者トラブル 消費者政策に関連する法改正等への対応 | 令和5年 10月27日(金) | 石川県 |
| | | | | インターネット広告・表示に関する消費者トラブル 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | 令和6年 1月19日(金) | 愛知県 |
| | | | | 最近の法改正と消費生活相談 消費者政策に関連する法改正等への対応 | 令和5年 8月25日(金) | 山口県 |
| | | | | 通信・端末の契約に関する消費者トラブル 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | 令和5年 7月7日(金) | 徳島県 |
| | | | | 情報セキュリティの仕組みと消費者トラブル(SNSトラブルも含めて) 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | 令和5年 10月6日(金) | 愛媛県 |
| | | | | キャッシュレス決済と消費者トラブル 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 | 令和5年 12月20日(水) | 鹿児島県 |

| | | | | | | | | |
|---|----------|----|-----|--|---|--|---------------|--|
| | リアルタイム配信 | 8 | 70 | <p>専門講座地域コースについて、受講者にリアルタイム配信を行います。</p> <p>【テーマ】</p> <p>対応困難な相談者への対応</p> <p>消費者教育・消費者政策の普及啓発 最近の法改正と消費生活相談</p> <p>消費者政策に関連する法改正等への対応</p> <p>特定商取引法関連の消費者トラブル</p> <p>消費者政策に関連する法改正等への対応</p> <p>インターネット広告・表示に関する消費者トラブル</p> <p>社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 最近の法改正と消費生活相談</p> <p>消費者政策に関連する法改正等への対応</p> <p>通信・端末の契約に関する消費者トラブル</p> <p>消費者教育・消費者政策の普及啓発 情報セキュリティの仕組みと消費者トラブル(SNSトラブルも含めて)</p> <p>社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応 キャッシュレス決済と消費者トラブル</p> <p>社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応</p> | | | | |
| | | | | | | 令和5年 7月28日 (金) | リアルタイム配信 | |
| | | | | | | 令和5年 9月15日 (金) | リアルタイム配信 | |
| | | | | | | 令和5年 10月27日 (金) | リアルタイム配信 | |
| | | | | | | 令和6年 1月19日 (金) | リアルタイム配信 | |
| | | | | | | 令和5年 8月25日 (金) | リアルタイム配信 | |
| | | | | | | 令和5年 7月7日 (金) | リアルタイム配信 | |
| | | | | | | 令和5年 10月6日 (金) | リアルタイム配信 | |
| | | | | | | 令和5年 12月20日 (水) | リアルタイム配信 | |
| <p>専門講座地域コース オンデマンド配信コース</p> <p>地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員及び消費生活相談員</p> | オンデマンド配信 | 3 | 100 | <p>専門講座地域コースについて、配信可能な講義を撮影・コンテンツ化し、受講者に一定期間オンデマンド配信を行います。異なるテーマの講義を組み合わせる3コースを実施します。</p> <p>【テーマ】</p> <p>対応困難な相談者への対応ほか</p> <p>消費者教育・消費者政策の普及啓発</p> <p>最近の法改正と消費生活相談ほか</p> <p>消費者政策に関連する法改正等への対応</p> <p>キャッシュレス決済と消費者トラブルほか</p> <p>社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応</p> | | | | |
| | | | | | | 講座日数:1日 配信期間: 令和5年 10月17日 (火) - 11月15日 (水) | オンデマンド配信 | |
| | | | | | | 講座日数:1日 配信期間: 令和6年 1月23日 (火) - 2月21日 (水) | オンデマンド配信 | |
| | | | | | | 講座日数:1日 配信期間: 令和6年 2月6日 (火) - 3月6日 (水) | オンデマンド配信 | |
| <p>相談関連業務研修支援コース (地方公共団体への講師派遣事業)</p> <p>地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員及び消費生活相談員</p> | 地方 | 20 | 40 | <p>都道府県又は政令指定都市が主催する消費生活相談に関連する講座に有識者等を派遣し、学習機会の支援を行うとともにその充実を図ります。</p> | - | | 地方公共団体と協議の上決定 | |

3.消費者教育推進のための研修 (16回)

| 講座名 受講対象 | 回数 | 予定人員 (注1) | 趣旨及び概要 内容の一部が変更となる可能性がありますので詳細は実施要領にて確認をお願いいたします。 | 指定 講座 (注2) | 実施期間 (注3) | 開催場所 (注4) |
|---|--------------|--------------|--|------------------|------------------------------|----------------|
| 消費者教育に携わる講師養成講座 地方公共団体の消費者行政職員及び消費生活相談員及び啓発員等 【テーマ】 | (16) | | 消費者教育に携わる講師に必要な専門知識及び講座実施に係る技法の習得・向上を目指し、最近の動向や必要な知識・技法やノウハウについて、ワーク等を交えて実践的な力を習得します。 | | | |
| 【新設】【基礎コース】 - 講座実施に向けた心構えや講座の組み立て方などについて基礎から学ぶ - | 相模原 | 1 | 50 消費者教育に関する講座実施に向けた心構えや講座を実施するために必要な基礎知識、講座の組み立て方などについて基礎から学びます。また、実際にグループに分かれて講座案等を検討し、講座作りの技法やノウハウを習得します。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | | 令和5年 6月12日 (月) - 6月14日 (水) | 相模原事務所 研修施設 |
| 【新設】【基礎コース】 - 講座実施に向けた心構えや講座の組み立て方などについて基礎から学ぶ - | リアルタイム 配信 | 1 | 50 消費者教育に関する講座実施に向けた心構えや講座を実施するために必要な基礎知識、講座の組み立て方などについて基礎から学びます。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | | 令和6年 1月30日 (火) | リアルタイム配信 |
| 【対象者別コース】- 高校生を中心とした若年者への講座実施に向けて、デジタル教材の活用の観点も含めて - | 相模原 | 1 | 50 成年年齢の引下げを踏まえ、高校生を中心とした若年者に対する消費者教育の重要性や、講座の実施に必要な知識について、ワーク等を交えて学びます。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | | 令和5年 7月24日 (月) - 7月26日 (水) | 相模原事務所 研修施設 |
| 【対象者別コース】- 高校生を中心とした若年者への講座実施に向けて - (リアルタイム配信) | リアルタイム 配信 | 1 | 50 成年年齢の引下げを踏まえ、高校生を中心とした若年者に対する消費者教育の重要性や、講座の実施に必要な知識について、ワーク等を交えて学びます。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | | 令和6年 1月31日 (水) | リアルタイム配信 |
| 【新設】【対象者別コース】- 高齢者及び見守り関係者への講座実施に向けて、ウィズコロナ下での対応も含めて - | 相模原 | 1 | 50 消費者被害に遭うことの多い高齢者や見守り立場にある民生委員などに向けた出前講座等で求められる、被害防止・被害救済のための先進的な取組や教材、効果的な手法などについて、1泊2日でコンパクトに学びます。 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応 | | 令和5年 8月3日 (木) - 8月4日 (金) | 相模原事務所 研修施設 |
| 【対象者別コース】- 特別支援学校等に通う知的障害(軽度)のある生徒を中心とした若年者及びその支援者への講座実施に向けて - | 相模原 | 1 | 50 成年年齢の引下げを踏まえ、特別支援学校等に通う軽度な知的障害のある生徒等及びその支援者に対する消費者教育の重要性や講座の実施に必要な知識について、1泊2日でコンパクトに学びます。 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応 | | 令和5年 10月5日 (木) - 10月6日 (金) | 相模原事務所 研修施設 |
| 【新設】生涯の生活設計を見越したお金の使い方について考える！ - 若年者の消費行動の傾向や昨今の政策も踏まえ - | 相模原 | 1 | 50 成年年齢引下げやキャッシュレス社会が進展する中で、若年者の消費行動の傾向も踏まえつつ、若年者に対するお金の教育(キャッシュレス決済、ローンやクレジット取引の知識など)の重要性や、貯蓄から投資へと政策が推進されているなかにおける今後の課題について学びます。さらに、「生涯の生活設計」の中でとらえることで、より効果的な学びを習得します。また、取組報告等を通してより実践的な消費者教育の進め方について考えます。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | | 令和5年 11月16日 (木) - 11月17日 (金) | 相模原事務所 研修施設 |
| 【新設】エンガカル消費先進県から学ぶSDGsと消費者教育(徳島オリジナル講座) 地方公共団体の消費者行政職員(消費者行政部局以外の関連部局の行政職員、消費生活相談員等の受講可) | 徳島 | 1 | 50 日本で初めてエンガカル条例を制定する等、エンガカル消費の推進に先進的に取り組んできた徳島県で、最新のSDGsと消費者教育やその効果について学びます。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | | 令和5年 11月20日 (月) - 11月21日 (火) | 徳島県 徳島市 |
| 消費者教育学生セミナー【共催】 消費者教育に関心のある大学生、大学院生 | リアルタイム 配信 | 1 | 50 消費者教育の先進的な取組などを学ぶとともに、演習・ワークショップを通じて、SDGsの考え方やエンガカル消費、食品ロスの削減の観点も含めて、幅広い身近な問題から「消費者被害の未然防止」及び「消費者市民社会」実現に向け何が出来るかを考えます。また、受講者相互の交流を通じて消費者教育への理解を深めます。 | - | 令和5年 9月1日 (金) | リアルタイム配信 |
| 教員を対象にした消費者教育講座(地域コース) (地方公共団体と共催) 全国の高等学校、高等専門学校、特別支援学校等の教員又は教員経験があり現在消費生活センターにおいて消費者教育に携わっている者(小学校、中学校の教員も参加可能) | 地方 | 2 | 40 成年年齢引き下げに伴う消費者被害拡大を予防するため、若者の消費者トラブルの最新情報を知り、主体的な判断・行動力を育むため、発達段階に応じた消費者教育の重要性を学ぶとともに、ワークを通じ、教科の学習や総合、特別活動等で消費者教育を取り入れるノウハウを学ぶための研修を各地で実施します。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | | 令和5年 8月28日 (月) | 宮城県 |
| | | | | | 令和5年 12月15日 (金) | 滋賀県 |

| | | | | | | |
|--|----|---|----|---|-----------------|---------------|
| 消費者教育コーディネーター講座(地域コース) (地方公共団体と共催) 地方公共団体の消費者教育コーディネーター、消費者行政職員、消費生活相談員等 | 地方 | 2 | 40 | 消費者教育コーディネーターの必要性、求められる役割、望まれる人材・体制などについて学ぶ研修を各地で開催します。 消費者教育・消費者政策の普及啓発 | 令和6年 1月19日 (金) | 兵庫県 |
| | | | | | 令和5年 11月10日 (金) | 徳島県 |
| 消費者教育推進研修支援コース (地方公共団体への講師派遣事業) 教員研修 小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・特別支援学校等の教員、又は教員経験があり現在消費生活センター等において消費者教育に携わっている者 | 地方 | 2 | 40 | 都道府県又は政令指定都市が主催する教員研修に有識者等を派遣し、学習機会の支援を行うとともにその充実を図ります。 | - | 地方公共団体と協議の上決定 |
| 消費者教育推進研修支援コース (地方公共団体への講師派遣事業) 消費者教育コーディネーター講座 地方公共団体の消費者教育コーディネーター(実質として消費者教育コーディネーターの役割を担っている者、消費者教育コーディネーターを目指す者を含む)、消費者行政職員、消費生活相談員等 | 地方 | 1 | 40 | 都道府県又は政令指定都市が主催する消費者教育コーディネーター講座に有識者等を派遣し、学習機会の支援を行うとともにその充実を図ります。 | - | 地方公共団体と協議の上決定 |

4. 消費生活サポーター研修 (9回)

| 講座名 受講対象 | 回数 | 予定人員 (注1) | 趣旨及び概要 内容の一部が変更となる可能性がありますので詳細は実施要領にて確認をお願いいたします。 | 指定 講座 (注2) | 実施期間 (注3) | 開催場所 (注4) |
|--|--------------|--------------|--|--|-----------------|--------------------------------|
| 地域の見守りネットワーク推進のための講座 (地域で取り組む人向け) 地域において高齢者の見守り等消費生活サポーターとして活動を行う者又はサポーター育成を行う者(福祉関係者・NPO・消費者団体等) | 東京 | 1 | 50 | 高齢者や障がい者などの消費者被害の未然防止や早期発見のため、地域における見守りネットワーク推進の意義や消費生活サポーターの役割を学ぶとともに、今後の活動のヒントとなるような実践例を知る機会とします。 | - | 令和5年 12月1日 (金) 東京事務所 |
| 地域の見守りネットワーク推進のための講座 (地域で取り組む人向け) 地域において高齢者の見守り等消費生活サポーターとして活動を行う者又はサポーター育成を行う者(福祉関係者・NPO・消費者団体等) | リアルタイム 配信 | 1 | 70 | 地域の見守りネットワーク推進のための講座について、受講対象者にリアルタイム配信を行います。 | - | 令和5年 12月1日 (金) リアルタイム配信 |
| 地域の見守りネットワーク推進のための講座 (消費者行政職員向け)(地域コース)(地方公共団体と共催) 地方公共団体の消費者行政職員及び消費生活相談員等 | 地方 | 2 | 30 | 高齢者や障がい者などの消費者被害の未然防止や早期発見のための見守りネットワークの構築に向けて、消費者安全法上の消費者安全確保地域協議会の設置、体制整備、継続運営の重要性を学びます。また、取組事例の紹介等を通じて、ネットワーク推進のための課題やノウハウなどの実務的な内容について理解を深めます。 | 令和6年 2月9日 (金) | 大阪府 |
| | | | | 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応 | 令和5年 12月18日 (月) | 和歌山県 |
| 消費生活サポーター研修支援コース (地方公共団体への講師派遣事業) 地域において高齢者の見守り等消費生活サポーターとして活動を行う者又はサポーター育成を行う者(福祉関係者・NPO・消費者団体等)、地方公共団体の消費者行政職員及び消費生活相談員等 | 地方 | 5 | 30 | 都道府県又は政令指定都市が主催する消費生活サポーター研修に有識者等を派遣し、学習機会の支援を行うとともにその充実を図ります。 | - | 地方公共団体と協議の上決定 |

5. 消費者リーダー研修 (2回)

| 講座名 受講対象 | 回数 | 予定人員 (注1) | 趣旨及び概要 内容の一部が変更となる可能性がありますので詳細は実施要領にて確認をお願いいたします。 | 指定 講座 (注2) | 実施期間 (注3) | 開催場所 (注4) |
|--|--------------|--------------|--|------------------|----------------|--------------|
| 全国消費者フォーラム 消費者、消費者団体、NPO、事業者(団体含む)、 教育関係者、行政、福祉関係者、学生等 | リアルタイム 配信 | 1 | 600 | - | 令和6年 2月22日 (木) | リアルタイム配信 |
| 消費者、消費者団体、NPO、事業者(団体含む)、 教育関係者、行政、福祉関係者、学生等 | 東京 | 1 | 全国消費者フォーラムについて、リアルタイム配信と合わせて集合で行います。 | - | 令和6年 2月22日 (木) | 東京都内 |

6. 企業職員研修 (2回)

| 講座名 受講対象 | 回数 | 予定人員 (注1) | 趣旨及び概要 内容の一部が変更となる可能性がありますので詳細は実施要領にて確認をお願いいたします。 | 指定 講座 (注2) | 実施期間 (注3) | 開催場所 (注4) |
|---|--------------|--------------|--|------------------|----------------|--------------|
| 消費者問題に関する企業職員セミナー 企業の消費者部門担当者をはじめとする職員 | 東京 | 1 | 50 | - | 令和5年 9月29日 (金) | 東京事務所 |
| 消費者問題に関する企業職員セミナー 企業の消費者部門担当者をはじめとする職員 | リアルタイム 配信 | 1 | 70 | - | 令和5年 9月29日 (金) | リアルタイム配信 |

7. D - ラーニング(遠隔研修) (29回)

| 講座名 受講対象 | 回数 | 予定人員 (注1) | 趣旨及び概要 内容の一部が変更となる可能性がありますので詳細は実施要領にて確認をお願いいたします。 | 指定 講座 (注2) | 実施期間 (注3) | 開催場所 (注4) |
|---|-----------------------------|--------------|--|------------------|---|--------------|
| D - ラーニング(遠隔研修) 地方公共団体の消費者行政職員及び消費生活相談員等 | D - ラー ニング (遠隔研 修) | 29 | - | - | 令和3年度及び令和4年度コンテンツは4月以降一定期間 配信 令和5年度新規コンテンツは7月以降順次配信 | オンデマンド配信 |

本計画は変更することがあります。また、各講座ごとに定める実施要領で、別途ご案内いたします。

* オンライン研修は、Web会議サービスなどを用いたリアルタイム配信(基礎的な内容の講座を双方向で実施)と、主に相模原研修施設での研修を録画し一定期間配信するオンデマンド配信(専門性の高い講座を一定期間配信)を併用して実施します。D - ラーニング(遠隔研修)は、相模原事務所研修施設での集合研修の補完として、基礎的な内容を中心に引き続き実施します。